

小型特殊自動車の登録のお願い

乗用装置のある農耕トラクタ・コンバインなどの農耕作業用自動車や、フォークリフトなどの小型特殊自動車は、**公道を走行するしないに関わらず**、定置場(保管場所)のある市町村で、軽自動車税(種別割)の対象となります。

登録をしていない方は、早急に申告を行い、標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。

【登録できる窓口】

・市民税課 ・各総合支所 ・各地域センター

車両の種類		自動車の大きさ			最高速度(km/h)	総排気量(リットル)	備考	税率(年額)	
		長さ(m)	幅(m)	高さ(m)					
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	農耕トラクタ、コンバイン、田植機など	制限なし	制限なし	制限なし	35未満	制限なし	乗用装置があるもの	2,400円
	上記以外のもの(特殊作業車)	上記以外のもの(フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラなど)	4.7以下	1.7以下	2.8以下	15以下	制限なし	長さ、幅、高さ、最高速度のすべてを満たすもの	5,900円



参考

道路運送車両法施行規則別表第一で次のとおり定められております。

車両の種類	自動車の構造及び原動機
農耕作業用自動車	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車(コンバイン)、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車(農耕作業用トレーラ)
上記以外のもの(特殊作業車)	ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードスタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルトフィニッシャ、タイヤドーザ、モータスイーパー、ダンパ、ホイールハンマ、ホイールブレーカ、フォークリフト、フォークローダ、ホイールクレーン、ストラドルキャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車(林内作業車、原野作業車、ホイールキャリア、草刈作業車等)